

太陽光発電設備
電力受給（買取）契約約款
＜卒 FIT ダイナミックバリュー＞

シン・エナジー株式会社

（西暦）2023年1月25日実施

目 次

I 総 則

1. 適用	4
2. 本約款の変更	4
3. 定義	5
4. 単位および端数処理	6
5. 実施細目	6

II 契約について

6. 電力受給契約の申込み	6
7. 電力受給契約の成立および契約期間	6
8. 電気方式、周波数等	6
9. 電力受給契約に基づく供給および電力受給契約の単位	6
10. 電力受給の開始	7
11. 電力受給に関する情報の取扱い	7
12. 承諾の限界	7

III 料金の算定および支払い

13. 受給電力の対象	7
14. 料金の適用開始の時期	7
15. 料金の算定期間	8
16. 受給電力量の計量および算定	8
17. 料金の算定	8
18. 料金の支払義務および支払期日	9
19. 料金の支払方法	9

IV 電力受給

20. 適正契約の保持	9
21. 太陽光発電設備の設置場所への立入りによる業務の実施	10

- 22. 電力受給の停止、制限または中止 10
- 23. 損害賠償等 10

V 電力受給契約の変更および終了

- 24. 電力受給契約の変更 10
- 25. 名義の変更 11
- 26. 電力受給契約の解約 11
- 27. 電力受給契約の解除等 11
- 28. 電力受給契約消滅後の債権債務関係 12

VI 受電方法、工事および工事費の負担

- 29. 受電方法および工事 12
- 30. 工事費負担金等相当額の申受け等 12

VII その他

- 31. 発電者に係る個人情報の利用 13
- 32. 発電バランスンググループの設定 13
- 33. 発電記録等の提出 13
- 34. 非化石価値等の帰属 14
- 35. 消費税法等改正の場合の取扱い 14
- 36. 反社会的勢力の排除 14
- 37. 管轄裁判所 14
- 38. 本約款の実施期日 14

別表 電力購入単価表

- 1. 電力購入単価 15

I 総 則

1. 適用

- (1) 本太陽光発電設備電力受給（買取）契約約款（以下「本約款」といいます。）は、お客様が、お客様の受給地点が存する供給区域の一般送配電事業者（以下「本一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備に太陽光発電設備を低圧で連系し、自ら消費する電力を除いた電力（当該太陽光発電設備から発生する電力に限るものとし、以下「受給電力」といいます。）を、当社が本一般送配電事業者と締結する発電量調整供給契約（本一般送配電事業者が定める託送供給等約款および託送供給等約款以外の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。〕に基づく契約とします。）における発電者として、当社に供給し、当社がこれを受給（買取）する場合の契約（以下「電力受給契約」といいます。）の条件を定めたものです。
- (2) 本約款は、お客様の受給地点が次の一般送配電事業者（事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含むものとし、）の供給区域に存する場合に適用します。
- 東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域
- ただし、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号、その後の改正を含みます。）第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島等を除きます。
- (3) 本約款は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号、その後の改正を含みます。）に基づく再生可能エネルギー買取制度における調達期間が満了したお客様に限り適用します。

2. 本約款の変更

- (1) 当社は、次の場合に本約款を変更することがあります。
- ① 関係法令または託送約款等に基づき変更が必要な場合
 - ② 本約款の適用対象が変更となる場合
 - ③ 電力系統への接続に必要な技術要件が変更された場合
 - ④ 電力受給契約にかかる手続きまたは運用上の取扱いの変更が必要な場合
 - ⑤ 経済情勢に変化が生じた場合
 - ⑥ その他当社が必要と判断した場合
- (2) 当社は、本約款を変更する際には、変更後の本約款の内容およびその効力発生日を当社のウェブサイト等への掲載その他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお客様にあらかじめ周知するものとし、この周知が行なわれ、効力発生日が到来した場合には、受給電力の受給（買取）に関する条件等は、変更後の本約款によります。ただし、料金の変更は、17（料金の算定）に定めるところによります。

3. 定義

本約款における用語の定義は次のとおりとし、本約款に定めのない用語の定義は、託送約款等または当社が別に定める電力小売供給約款（低圧個人）によるものとします。

① 電力受給

本約款に定める規定に従い、お客様が当社に電力を供給し、当社がこれを受給することをいいます。

② 太陽光発電設備

太陽光エネルギーを電気に変換する設備およびその付属設備をいいます。

③ 発電出力

お客様が太陽光発電設備で発電できる最大電力をいいます。具体的には、当該太陽光発電設備の公称最大出力またはインバータの定格出力のいずれか小さい方とします。なお、インバータを複数台設置する場合における発電出力は、インバータに対応する太陽光発電設備ごとに上記に従い算定した値を合計した値とします。

④ 検針日

本一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日をいいます。

⑤ 計量日

本一般送配電事業者がお知らせする電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。

⑥ 併設備

お客様が本一般送配電事業者の電力系統へ連系する太陽光発電設備以外の自家用発電設備等（二次電池など放電時の電気的特性が自家用発電設備と同等である設備を含みます。）をいいます。

⑦ 非化石価値等

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号、その後の改正を含みます。）の非化石電源比率算定時に計上できる価値およびこれを有する電力を取引する際に付随する環境価値をいいます。

⑧ 消費税等相当額

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号、その後の改正を含みます。）の規定により課される消費税および地方税法（昭和 25 年法律第 226 号、その後の改正を含みます。）の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

4. 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

① 発電出力の単位は、0.1 キロワットとし、その端数は切り捨てます。

② 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り上げます。

5. 実施細目

本約款の実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、必要に応じてお客様と当社との協議によって定めます。

II 契約について

6. 電力受給契約の申込み

お客様が当社との電力受給契約の締結を希望する場合は、あらかじめ本約款および託送約款等における発電者に関する事項を遵守することを承認のうえ、原則として、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。また、この申込みに際し、お客様は、当社が本一般送配電事業者へ提出する系統連系手続きおよび発電量調整供給に関する書類の作成に協力するものとし、系統連系手続きおよび発電量調整供給契約の申請時における本一般送配電事業者へのお客様にかかる情報の提供について、承諾するものとします。

7. 電力受給契約の成立および契約期間

- (1) 電力受給契約は、お客様の申込みを当社が承諾したときに成立します。
- (2) 契約期間は、電力受給契約が成立した日（当日を含む。）を始期、受給開始日以降1年目の日（当日を含む。）を終期といたします。なお、契約期間満了の日の1か月前までにお客様または当社から電力受給契約終了の申出がない場合、当該契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。

8. 電気方式、周波数等

電気方式、周波数、標準電圧、責任分界点および財産分界点は、託送約款等によるものとします。

9. 電力受給契約に基づく供給および電力受給契約の単位

- (1) 電力受給契約に従い、お客様は当社に対して、受給電力を供給し、当社はお客様から、受給電力の受給（買取）を実施します。
- (2) 当社は原則として、1太陽光発電設備につき1電力受給契約を結びます。
- (3) 特別の事情がある場合で、当社が必要と判断するときは、電力受給に関する必要な事項について、電力受給契約書を作成するものとします。

10. 電力受給の開始

- (1) 当社は、電力受給契約が成立したときには、受給開始日を定めたうえでお客様に通知し、受給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電力受給を開始します。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉、その他のやむをえない事情等によって、あらかじめ定めた受給開始日に電力受給を開始できないことが明らかになった場合には、その理由をお客様に通知したうえで、あらためて受給開始日を定めます。
- (3) お客様は、受給開始日の変更を希望する場合には、すみやかに当社に連絡するものとします。この場合、当社は、お客様と協議のうえ、あらためて受給開始日を定めます。

11. 電力受給に関する情報の取扱い

当社は、非化石価値等の利用および管理にあたり、お客様との電力受給契約に関する情報を、国および関係機関に報告します。

12. 承諾の限界

当社は、次の場合において、電力受給契約の申込みの全部または一部を承諾しないことがあります。

- ① 電気事業法第 17 条第 4 項に定める正当な理由がある場合
- ② 非常変災や工事用地の取得状況等により、電力受給契約の申込みの全部または一部を承諾することが困難な場合。なお、この場合、当社および本一般送配電事業者は、工事設計内容の変更を含む善後策について、お客様と協議します。
- ③ その他法令、電力の需給状況、本一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の状況、用地事情、お客様の債務の支払い状況その他によってやむをえない場合

Ⅲ 料金の算定および支払い

13. 受給電力の対象

当社が電力受給契約に基づき調達する受給電力は、次のとおりとします。

発電出力が 10kW 未満で低圧余剰配線により本一般送配電事業者の供給設備と連系する太陽光発電設備であって、当該太陽光発電設備から発生する電力のうち、お客様が自ら消費する電力を除いた電力

14. 料金の適用開始の時期

電力購入単価は、受給開始日から適用します。ただし、お客様および当社で別途合意した場合は、この限りではありません。

15. 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日または計量日から当月の検針日または計量日の前日までの期間とします。ただし、電力受給契約を開始し、または電力受給契約が終了した場合の料金の算定期間は、受給開始日から直後の検針日もしくは計量日の前日までの期間または直前の検針日もしくは計量日から終了日の前日までの期間とします。

16. 受給電力量の計量および算定

- (1) 受給電力量の計量は、託送約款等に従って行なわれるものとします。また、料金の算定期間の受給電力量は、30 分ごとの受給電力量を、料金の算定期間において合計した値とします。
- (2) 当社は、本一般送配電事業者から受領する託送約款等に基づき算定された検針の結果（受給電力量）を、当社が適当と認める方法により、お客様にお知らせします。
- (3) 当社の責めによらない事由により本一般送配電事業者より受給電力量の提供がされない場合においては、受給電力量は 0 kWh として取り扱います。また、電力量計の故障等が生じた場合、当社は、本一般送配電事業者の定める託送供給等約款の定めに従い、当社

と本一般送配電事業者との協議により受給電力量を決定するものとします。

17. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定します。
- ① 電力受給を開始、再開、もしくは停止した場合、または電力受給契約が終了した場合
 - ② 太陽光発電設備または併設設備の変更等により電力購入単価が変更となる場合
 - ③ その他当社が適当と判断した場合
- (2) 料金は、30分ごとの受給電力量に、別表に記す電力購入単価を乗じて算定した金額の合計額とします。なお、当社は需給状況や電源調達環境等に応じて、電力購入単価を変更する場合があります。この場合には、変更の1か月前までに変更後の電力購入単価および適用開始日を、当社ウェブサイトへの掲載等、当社が適切と判断した方法により周知することとします。
- (3) お客様は、変更後の電力購入単価を承諾しない場合は、変更後の電力購入単価の適用開始日の14日前までに、当社に対して解約を通知することで電力受給契約を解約することができます。この場合には、電力受給契約は本約款の各規定にかかわらず、変更後の電力購入単価の適用開始日の前日をもって終了するものとします。この場合、お客様および当社は、互いに23（損害賠償等）による損害賠償義務等を負わないものとします。
- (4) (3)に定める期限までに、お客様から解約の通知がない場合は、変更後の電力購入単価の適用開始日より変更後の電力購入単価を適用します。
- (5) お客様が当社に解約通知をせずに他の事業者へ電力の受給にかかる契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関による当社に対する解約期日の通知が、変更後の電力購入単価の適用開始日の14日前までになされた場合、当該通知をもって(3)に定めるお客様の解約通知とみなすものとします。この場合、当社は、解約期日までは、変更前の電力購入単価をお客様に適用するものとします。
- (6) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてその都度計量値を確認します。

18. 料金の支払義務および支払期日

当社がお客様に料金を支払う期日（以下「支払期日」といいます。）は、特別の事情がない限り、次のとおりとします。なお、支払期日が日曜日または銀行法（昭和56年法律第59号、その後の改正を含みます。）第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を直後の日曜日または休日でない日とします。

算定期間（検針期間）	支払期日
11月～4月	6月30日
5月～10月	12月31日

19. 料金の支払方法

料金は、お客様が指定する金融機関口座に振込む方法によって支払います。なお、料金の支払いは、当社が口座振込手続きを実施した日に行なったものとみなします。この場合、当社

は、料金の明細書を当社のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法にて、お客様に通知します。

IV 電力受給

20. 適正契約の保持

本一般送配電事業者が、お客様の太陽光発電設備等または併設設備が託送約款等に定めた内容に反する状態となっているものと判断した場合には、お客様は、当社または本一般送配電事業者の求めに従い、すみやかに電力受給契約を適正なものに変更するために必要な手続きを行なうものとします。お客様が当社または本一般送配電事業者の求めに応じない場合、当社は、当社が合理的に適正と判断する内容および時期にさかのぼって電力受給契約を変更することができるものとし、当社が任意に定める方法で料金の精算を行なうものとします。

21. 太陽光発電設備等の設置場所への立入りによる業務の実施

当社または本一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客様の承諾を得て太陽光発電設備等の設置場所に立ち入ることがあります。お客様は、当社または本一般送配電事業者が立ち入ることおよび業務を実施することについてあらかじめ承諾するものとします。なお、お客様の求めに応じ、当社または本一般送配電事業者の係員は所定の証明書を提示します。

- ① 不正な電力受給の防止等に必要な太陽光発電設備および併設設備またはその他電気工作物等の確認または検査
- ② その他本約款によって、電力受給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または本一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務その他の託送供給等約款に基づき必要な業務

22. 電力受給の停止、制限または中止

- (1) 当社は、本一般送配電事業者が、接続供給契約その他の託送約款等に基づく契約上の債務不履行その他託送約款等に基づき託送供給等を停止する場合には、電力受給を停止します。
- (2) 当社は、本一般送配電事業者が託送約款等に基づき託送供給等を停止した場合、電力受給を制限または中止することがあります。

23. 損害賠償等

お客様または当社が、電力受給契約にともない、その相手方または第三者に対し、自らの責めに帰すべき事由により損害を与えた場合、賠償の責めを負うものとします。なお、次の場合には、当社の責めに帰すべき事由には該当しないものとみなします。

- ① 10（電力受給の開始）(2)および(3)に基づき受給開始日を変更した場合
- ② 当社が 22（電力受給の停止、制限または中止）により電力受給を停止し、または制限もしくは中止した場合

- ③ 26（電力受給契約の解約）によって電力受給契約が終了した場合
- ④ 当社が 27（電力受給契約の解除等）によって電力受給契約を解除した場合
- ⑤ お客様が設置した太陽光発電設備の自動電圧調整機能等が動作し、受給電力量が減少した場合

V 電力受給契約の変更および終了

24. 電力受給契約の変更

(1) 次のいずれかに該当する場合、お客様は、その時期を明らかにし、その旨を当社に申し出るものとします。

- ① お客様が太陽光発電設備または併設設備の全部または一部を変更する場合
- ② お客様が太陽光発電設備または併設設備の制御方法を変更する場合
- ③ お客様が太陽光発電設備または併設設備の配線形態を変更する場合

(2) お客様が電力受給契約の変更を希望される場合は、お客様は、II（契約について）に定める新たに電力受給契約を希望される場合に準じるものとします。

25. 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客様が、それまで当社への電力の供給を行なっていたお客様の当社に対する電力受給についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電力受給契約の継続を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、原則として、当社が指定する文書による申出をしていただきます。

26. 電力受給契約の解約

(1) お客様が、電力受給契約を解約しようとする場合は、あらかじめ当社所定の様式により解約希望日とともに当社に通知（以下「解約通知」といいます。）していただきます。当社は、原則として、お客様が通知された解約希望日に、電力受給契約を終了させるための適当な措置を講じるものとします。この場合、必要に応じてお客様に協力をしていただきます。なお、お客様が当社に解約通知をせずに他の事業者へ電力の受給にかかる契約の申込みを行なったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもって、お客様の解約通知とみなすものとします。

(2) 電力受給契約は、27（電力受給契約の解除等）の場合を除き、原則として、お客様が当社に通知された解約希望日または電力広域的運営推進機関から当社に通知がされた解約期日に終了します。ただし、当社がお客様の解約通知を解約希望日の翌日以降に受けた場合は、解約通知を受けた日以降で当社が電力受給契約を消滅するために必要な手続きを完了させた日に終了するものとします。

(3) (2)にかかわらず、本一般送配電事業者が電力受給契約を終了するための処置を取ることができない場合は、電力受給契約を終了するための処置が可能となった日に終了するものとします。

27. 電力受給契約の解除等

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、電力受給契約を解除することがあります。

この場合、お客様は、当社に対して負う全ての債務につき、ただちにその有する期限の利益を喪失するものとします。なお、この場合には、その旨をお客様に通知します。

- ① 22（電力受給の停止、制限または中止）または託送約款等によって電力受給を停止されたお客様が、その理由となった事実を解消されない場合
- ② お客様が 20（適正契約の保持）に定める適正契約への変更について当社または本一般送配電事業者の求めに応じない場合
- ③ お客様が 21（太陽光発電設備等の設置場所への立入りによる業務の実施）に基づく当社または本一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否し、または立入りのために必要な手続き等をすみやかに行わない場合
- ④ お客様が次のいずれかに該当する場合で、当社が定めた期日までにその事実を解消されないとき
 - イ お客様が 30（工事費負担金等相当額の申受け等）(1)において、本一般送配電事業者が定める期日までに、工事費負担金を支払わない場合
 - ロ お客様がイ以外の電力受給契約によって支払いを要することとなった債務を、支払期日を超過してなお支払わない場合
 - ハ お客様が他の電力需給契約（既に消滅しているものを含みます。）によって支払いを要することになった債務を、支払期日を経過してもなお支払わない場合
 - ニ お客様が特段の理由なく、受給開始日を経過しても電力を当社に供給しない場合
- ⑤ お客様が、差押、競売、破産、民事再生その他法的整理手続きの申立を受け、もしくは自ら申立をし、または滞納処分を受けた場合
- ⑥ その他お客様が本約款に規定された措置を講じていただけない場合、または電力受給契約に反した場合

(2) お客様が、26（電力受給契約の解約）(1)による通知をしないで、その需要場所から移転される等、当社に電力を供給されていないことが明らかな場合には、電力を供給されていないことが明らかになった日に電力受給契約は終了するものとします。

28. 電力受給契約消滅後の債権債務関係

電力受給契約期間中の料金その他の債権債務は、電力受給契約の終了によっては消滅しません。

VI 受電方法、工事および工事費の負担

29. 受電方法および工事

本一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客様が受給電力を当社に供給し、当社がこれを受電する方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものとします。

30. 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 本一般送配電事業者から、託送約款等に基づき、電力受給にともなう工事等にかかる工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として、原則として工事着工前にお客様から申し受けます。
- (2) 本一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額にかかる工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、お客様との間で工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものとします。
- (3) 託送約款等に基づき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている次の設備等については、原則としてお客様の負担で施設し、または取り付けていただきます。
 - ① お客様の発電設備等から本一般送配電事業者の系統への逆潮流等により生じる本一般送配電事業者の低圧配電系統の常時電圧変動が、101±6 ボルト、202±20 ボルト以内になるようにするための自動電圧調整装置等（自動電圧調整装置等の動作にともない、お客様の発電設備等の出力が抑制される場合があります。）
 - ② その他本一般送配電事業者が求める設備等

Ⅶ その他

31. 発電者に係る個人情報の利用

- (1) 当社は、発電者の氏名、名称、電話番号、住所および当該発電設備の情報（稼働等の情報を含みます。）（発電者を識別できる情報をいい、以下総称して「発電者に係る個人情報」といいます。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社ホームページ等において通知いたします。
- (2) 当社は、発電者に係る個人情報について、電気事業その他関連する業務の健全な運営または発電者の利便性向上等を目的として、プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用いたします。
- (3) (2)の定めによるほか、当社は、発電者に係る個人情報について、当社ホームページ等において通知する「個人情報の取扱いについて」に定めるところにより、当社が指定する共同利用者と共同で利用し、また当社が指定する第三者へ提供する場合があります。

32. 発電バランスンググループの設定

当社は、託送約款等の定めにより発電バランスンググループ（以下「発電BG」といいます。）を設定し、お客様の太陽光発電設備を、原則として、当社の発電BGに属させたくうえで、発電計画の作成等の託送約款等に基づく手続きを行ないます。

33. 発電記録等の提出

当社は、32（発電バランスンググループの設定）にともなう手続きを行なうにあたり、必要に応じてお客様に太陽光発電設備および併設設備の発電記録、点検記録等の提出を求めることができるものとします。この場合、お客様は、当社が必要とする情報ならびに太陽光発

電設備および併設設備の運転に関する記録を当社に提供することに協力するものとします。

34. 非化石価値等の帰属

電力受給契約にかかる非化石価値等は、全て当社へ帰属するものとします。

35. 消費税法等改正の場合の取扱い

消費税法または地方税法が改正された場合、当社は、当該改正消費税法または改正地方税法に則り料金その他の債務を計算します。この場合消費税等相当額および消費税率も改正消費税法によるものとします。

36. 反社会的勢力の排除

お客様は、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者をいいます。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことおよび、次の各項目について確約するものとします。なお、お客様が当該確約に違反した場合、当社は、事前に通知せずに、当該お客様との電力受給契約を解除することができるものとします。この場合、当該お客様に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

- ① 自己が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
- ② 自らまたは第三者を利用して、当社および当社の役職員に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、当社の名誉や信用を毀損せず、当社の業務を妨害しないこと。

37. 管轄裁判所

お客様と当社との電力受給契約に関する一切の紛争については、神戸簡易裁判所または神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

38. 本約款の実施期日

本約款は（西暦）2023年1月25日より施行するものとします。

別表 電力購入単価表

1. 電力購入単価

当社の電力購入単価は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます）のスポット市場の取引価格から算出される（イ）に基づき（ロ）によって算出される価格となります。また、受給電力にかかる非化石価値等の対価に相当する額を含むものとします。

(イ)エリアプライス

JEPX のスポット市場における取引価格（税抜）を指します。

なお、適用するエリアプライスは「東京エリア エリアプライス」とします。

(ロ)電力購入単価

電力購入単価は、エリアプライスに 80% を乗じた金額とします。